

あいち産業DX推進コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本会は、あいち産業DX推進コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、産学金行政が連携し、県内企業がデジタルトランスフォーメーションへの理解を深め、実践することを促すことを目的とする。

(活動)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) セミナー、ワーキング、研修会等
- (2) メンバー相互間の情報交換
- (3) 企業のデジタル化・DX推進に向けた各種支援施策の連携
- (4) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

(メンバー)

第4条 メンバーは、コンソーシアムの目的に賛同する企業、団体、教育機関、行政機関、金融機関等とする。

(会費)

第5条 会費は徴収しない。

(入退会)

第6条 コンソーシアムに入会しようとする者は、オンラインでの申請により入会を申し込むものとする。

2 コンソーシアムを退会しようとする者は、オンラインでの申請により届け出るものとする。

(役員)

第7条 コンソーシアムには、次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 5名
- 顧問 1名

2 会長には、名古屋国際工科専門職大学学長を、副会長には愛知県商工会議所連合会事務局長、一般社団法人中部経済連合会常務理事、愛知県経営者協会専務理事、公益財団法人あいち産業振興機構常務理事、愛知県総務局デジタル戦略監をもって充てる。

3 顧問には、愛知県知事を充てる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、別に定められた順序によって、その業務を代行する。
- 3 顧問はコンソーシアムの運営等に関して必要な助言を行う。

(事務局)

第9条 コンソーシアムの事務局を公益財団法人あいち産業振興機構に置く。

(事業年度)

第10条 コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営について必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、2021年11月5日から施行する。

附則(2024年4月1日改正)

この規約は、2024年4月1日から施行する。